

岩手県告示第398号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、公共測量の実施（平成25年岩手県告示第922号）で公示した公共測量を終了した旨盛岡地方法務局長から次のとおり通知があった。

平成26年5月20日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 実施した地域 久慈市夏井町大崎第8地割、第11地割、第12地割、第13地割及び第14地割並びに閉伊口第8地割
- 2 実施した期間 平成25年12月11日から平成26年3月14日まで
- 3 実施した公共測量の種類 公共測量（登記所備付地図修正業務及び基準点設置作業）